

平成22年4月30日

株式会社ジオスで働いておられた皆様

破 産 者 株式会社ジオス  
破産管財人 弁護士 小林 信 明

### 健康保険に関するお知らせ（ご参考）

株式会社ジオスで働いておられた皆様に、健康保険について、ご参考までにお知らせ致します。

今後、皆様のうち直ちに再就職をされない方におかれましては、基本的には、各自のご事情に応じ、

国民健康保険の被保険者の資格の取得に関する届出、  
又は  
健康保険の任意継続被保険者になるための申出、

のご対応等をされるものと考えておりますが、健康保険の任意継続被保険者になるための申出につきましては、解雇された日の翌日からできるものであり、原則として、解雇された日の翌日から20日以内に行わなければならないとされておりますので、その点ご留意下さい。

この点、正当な理由があると認められるときは、上記期間を経過した後の申出であっても、受理されます。

なお、本お知らせは、ご参考までにお知らせするものに留まりますところ、皆様におかれましては、各自、関係当局等にご確認等された上で、ご対応賜りますようお願い申し上げます。

以 上